

■保育料基準額表

〔単位：円〕

階層	教育標準時間認定		保育認定				
	区分要件	1号認定	区分要件	2号認定		3号認定	
				短時間	長時間	短時間	長時間
1階層	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	0	0	0
2階層	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	3,000	市町村民税非課税世帯	2,000	4,500	3,500	6,000
3階層	所得割課税額77,100円以下	10,000	所得割課税額48,600円未満	5,000	7,500	6,000	8,500
4階層	所得割課税額211,200円以下	16,000	所得割課税額97,000円未満	12,500	15,000	15,000	17,500
5階層	所得割課税額211,201円以上	22,000	所得割課税額169,000円未満	20,500	23,000	23,500	26,000
6階層			所得割課税額301,000円未満	24,500	27,000	39,500	42,000
7階層			所得割課税額397,000円未満	26,500	29,000	53,500	56,000
8階層			所得割課税額397,000円以上	27,000	29,500	64,500	67,000

○認定区分

1号認定 = 3歳以上で教育標準時間（8時～13時）の利用でよい子ども

2号認定 = 3歳以上で保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども

3号認定 = 3歳未満（0・1・2歳児）で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども

○時間区分（2・3号認定）

短時間 = 8時から16時までが通常保育時間

長時間 = 7時から18時までが通常保育時間

※階層区分の課税額には調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等は適用しません。